

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.189

**【共通】問1** 防災管理者の責務として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- (2) 防災管理者は、防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- (3) 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる用途に供される防災管理対象物の防災管理者は、防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練を年2回以上実施しなければならない。
- (4) 防災管理者は、防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

物の貯蔵又は取扱いは行われておらず、消火器以外の消火設備や変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備は設けられていないものとする。

(会話)

A氏 「この建物は延べ面積が150㎡未満であるため、消防法令に基づく消火器具の設置義務は生じないではありませんか。」

B氏発言① 「総務省令で定める防火上有効な措置が講じられていない火を使用する設備が設けられているため、延べ面積にかかわらず消火器具の設置義務が生じます。」

A氏 「この防火対象物に設置する消火器を乾燥砂に変更することは可能でしょうか。」

B氏発言② 「乾燥砂は、この防火対象物の消火に適応する消火器具ではないため、変更することはできません。」

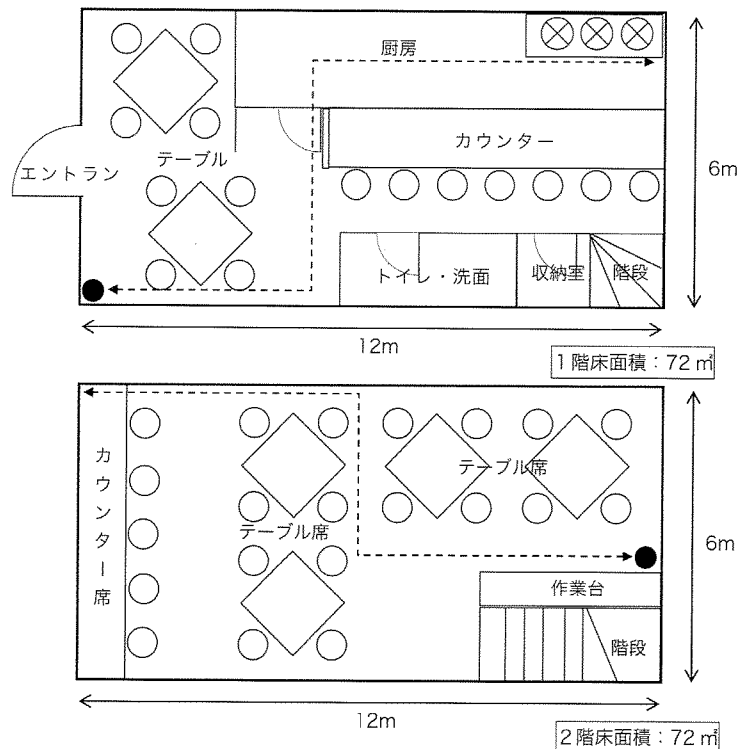
A氏 「1階の消火器は、消火器から1階の各部分までの水平距離が20m以内となっているので、図面にある配置で消防法

**【消防用設備等】問1** 次の文章は、消防用設備等の基準の特例を規定した消防法施行令第32条の条文である。当該文章にある3か所の下線部分のうち、消防法令上誤っているもの数として正しいものを1つ選べ。なお、この節の規定とは、令第2章第3節の消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準を指すものである。

「この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は管理の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。」

- (1) 0
- (2) 1
- (3) 2
- (3) 3

**【消防用設備等】問2** 次の会話は、飲食店として利用されている防火対象物に設置されている消火器(大型消火器及び住宅用消火器に該当しないものとする。以下同じ。)について、A氏がB氏に対して消防法令の適合状況を当該防火対象物の平面図(図参照)に基づき確認した際の会話である。会話中にあるB氏の発言のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。なお、当該防火対象物の1階及び2階は無窓階には該当しないものとし、当該防火対象物において、危険物又は指定可燃



**<凡例>**  
 ● : りん酸塩類等を使用する粉末消火器(能力単位: A 3、B 7)  
 ←---> : 各階において消火器から最長となる位置までの歩行距離  
 ⊗ ⊗ ⊗ : 火を使用する設備(総務省令で定める防火上有効な措置が講じられていないもの)

令に適合しているということでしょうか。」

B氏発言③ 「消火器から1階の各部分までの歩行距離が20m以内となっているため、図面の配置で消防法令に適合しています。」

A氏 「1階にある消火器1つで必要とされる能力単位を満たしているため、2階の消火器は撤去してもいいでしょうか。」

B氏発言④ 「消防法令では、各階ごとに消火器を設置しなければならないので、2階にも配置が必要です。」

- (1) 発言① (2) 発言②  
(3) 発言③ (4) 発言④

**【防火査察】**問1 消防法(以下「法」という。)第8条の2の4(避難上必要な施設等の管理)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 法第8条の2の4においては閉鎖障害について管理する対象として防火戸が規定されているが、防火シャッターは規定されていないので、防火シャッターは管理の対象として含まれない。
- (2) 「廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設」とは、防火対象物の内部において利用者が利用する可能性がある部分から屋外に出るまでの経路にある防火対象物の施設(階段、廊下、避難口等)をいう。
- (3) 自主的に設置され避難として使用可能な避難階段上に避難上障害となるような物件が置かれている場合については、法第8条の2の4の適用はない。
- (4) 法第8条の2の4に基づく避難施設又は防火戸の管理義務違反については、法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検報告義務に違反した者と同様、規定違反に対する直接の罰則規定が設けられており、告発で対応する必要がある。

**【防火査察】**問2 消防法(以下「法」という。)に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第9条に規定する火を使用する設備等に関する位置等の基準を定めた市町村条例に違反した者については、法第9条に基づき命令規定及び罰則等を当該条例に定め、当該条例の規定に基づき命令等を実施する必要がある。
- (2) 法第46条の両罰規定は、従業者は自己の違反行為について罪責を負い、事業主は従業者が違反行為をなしたことについて監督不行届の罪責を負うこと、すなわち、従業者及び事業主は同一の犯罪構成要件について罪責を負うのではなく、そ

れぞれ異なった犯罪構成要件について罪責を負うことにより、両者を罰する規定である。

- (3) 行政代執行法の特則を定めた法第3条第4項の代執行要件は、法第3条第1項の規定により必要な措置を講じるよう命令が発せられたにもかかわらず、「この措置をこれが履行されないとき」、「履行しても十分でないとき」、又は「その措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき」である。
- (4) 法第46条の5に規定する過料は刑罰でないから、故意・過失の有無などの刑法総則の適用はなく、また、科刑手続については、告発などの刑事訴訟法の適用もない。過料を適用するためには、非訟事件手続法に基づき、過料に処せられるべき者の地方裁判所に過料事件の通知をする必要がある。

**【危険物】**問1 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準についての次の記述のうち、誤っているものを選び。

- (1) 見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識を設けなければならないこと。
- (2) 地下タンクは、地盤面下に設けられたタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置しなければならないこと。
- (3) 移動タンクは、その内部に4,000L以下ごとに完全な間仕切りを設けなければならないこと。
- (4) 建築物の窓及び出入り口には、防火戸を設けなければならないこと。

**【危険物】**問2 次のうち、甲種危険物取扱者試験を受けることができる者に該当しないものはどれか。

- (1) 乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、取り扱うことができる危険物及びその取扱い作業に関して立ち会うことができる危険物の種類が、第1類又は第6類の危険物、第2類又は第4類の危険物、第3類の危険物及び第5類の危険物であるもの
- (2) 大学又は高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者
- (3) 修士又は博士の学位を授与された者で、物理に関する事項を専攻したもの
- (4) 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者

## 昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

消防士長・消防司令補問題解答

**【地方自治】**

問1 答 (3)

- 解説 (1) 地方自治法第234条第1項参照。  
(2) 地方自治法第234条第4項参照。

- (3) 地方自治法第234条第6項参照。競争入札に加わろうとする者に必要な資格に関する必要な事項は、政令で定めることとされている。  
(4) 地方自治法第234条の3参照。

**〔救急〕**

問1 答 (4)、(5)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版) P.42から P.43に、医療保険制度についての記載がある。

問2 答 (3)、(4)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版) P.48に、身体障害についての記載がある。

問3 答 (2)

解説 消防力の整備指針参照。

**〔警防〕**

問1 答 (3)

解説 避難者の確認は、病院側の責任者等に行わせる。

予防技術検定模擬テスト解答

**〔共通〕**

問1 答 (3)

解説 (1) 令第48条第1項の規定のとおりであり、正しい。

(2) 令第48条第3項の規定のとおりであり、正しい。

(3) 規則第51条の8第3項の規定のとおり、防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練については、防災管理対象物の用途に関係なく、年1回以上実施しなければならないとされており、年2回以上実施することまでは求められていないため、誤り。なお、規則第3条第10項の規定により、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16)の2)項に掲げる用途に供される防火対象物の防火管理者については、防火管理に係る消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされていることと混同しないようにする必要がある。

(4) 規則第51条の8第4項の規定により、防災管理者が防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練を行う場合に準用して適用する規則第3条第11項の規定のとおりであり、正しい。

**〔消防設備〕**

問1 答 (2)

解説 令第32条は、「この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。」と規定されている。そのため、一つ目の下線と三つ目の下線は正しいが、二つ目の下線については、「管理」ではなく、「設備」であるため誤りで

ある。よって、誤りは1つであるため、(2)が正しい。

本条を適用する前提としては、あくまでも防火対象物の位置、構造又は設備の状況という物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、単に防火対象物における防火管理が適切に(例えば法令基準以上に)行われているというような主観的な要素は特例適用の要件とはなしえ得ないものである(消防法施行令解説第二版P562参照)。

なお、平成15年の消防法の改正において、消防法第17条第3項の規定に基づく特殊消防用設備等の総務大臣による認定制度が創設されたことを踏まえ、平成16年2月の消防法施行令の改正において、本条後段の「認めるとき」と「においては、適用しない。」の間に規定されていた「又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき」という規定は削除された。また、防火対象物の多様化、規制の柔軟な運用への要請などの当時の状況に鑑み、消防長等が本条を適用するための要件の一つとして「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない」とされていたものを「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少ない」へ、「防火対象物の位置、構造及び位置の状況から判断して」とされていたものを「防火対象物の位置、構造又は位置の状況から判断して」へと緩和するなど、の所要の改正も行われた(東京理科大学火災科学研究所HP「消防法令改正経過検索システム」参照)。

問2 答 (4)

解説 消防法施行令別表第1(3)項に掲げる防火対象物の消火器具の設置基準については、糸魚川市大規模火災の事例等に鑑み、平成30年に消防法施行令及び消防法施行規則が改正され、消火器具を設置しなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の整備が行われた。本問の選択肢(1)、(3)及び(4)については、この改正に係る内容を問うものである。

(1) 令第10条第1項第1号ロ及び第2号ロの規定のとおり、別表第1(3)項に掲げる防火対象物については、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられていない火を使用する設備又は器具を設けたものにあつては、延べ面積にかかわらず消火器具の設置義務があるが、これ以外のものにあつては、延べ面積150㎡以上のものに消火器具の設置義務がある。そのため、発言①は正しい。

(2) 規則第6条第1項の規定のとおり、消火器具の設置が義務付けられている防火対象物(車両にあつては、令別表第1(20)項の総務省令(規則第5条第10項第2号)で定める舟車に該当し、これらの車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は規則第10条の規定により鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところによるとされているの

で、これらの車両を除く。)又はその部分には、令別表第2において建築物その他の工作物の消火に適応する消火器具を設置することとされており、令別表第2において、乾燥砂は建築物又はその他の工作物には適応しないこととされているため、発言②は正しい。

- (3)、(4) 規則第6条第6項第2号の規定のとおり、小規模特定飲食店等(少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物を除く。)に設置する消火器具については、火を使用する設備又は器具が設けられている階(小規模特定飲食店等に地階、無窓階又は3階以上の階であって、床面積が50㎡以上の階が存する場合は、当該階を含む。)ごとに、当該防火対象物の各部分からそれぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように配置しなければならないとされている。そのため、火を使用する設備が設けられている1階に関する発言③は正しいが、火を使用する設備が設けられていない2階には消火器を設置する必要がないため、発言④は誤りである。なお、発言④については、例えば「2階には、総務省令で定める防火上有効な措置が講じられていない火を使用する設備が設けられていないため、消防法令上、消火器の設置は不要ですので、撤去することは可能です。しかし、初期消火に万全を期すために配置を継続することをお勧めします。」などが正しい発言となる。

#### 【防火査察】

##### 問1 答 (2)

- 解説 (1) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」(平成14年10月24日消防安第107号、消防庁防火安全室長通知(以下「107号通知」という。))により、防火シャッターについては、防火戸に含むものであるため、誤り。
- (2) 法第8条の2の4及び逐条解説消防法により正しい。
- (3) 107号通知により法第8条の2の4の適用があるので、誤り。
- (4) 法第8条の2の4に基づく避難施設又は防火戸の管理義務違反そのものに罰則は設けられていないので、誤り。なお、この管理義務違反に対しては、法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令や法第5条の3第1項による火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令を迅速に発動し、これらの異例違反があれば罰則

が科せられることになる。

##### 問2 答 (1)

解説 (1) 法第9条の規制は技術的な基準を定めるにとどまり、条例そのものを根拠として命令や罰則を定めることはできないので、不適当。なお、法第9条に基づく条例の違反が認められた場合には、具体的な危険性に応じ、「指導」、「警告」を行うほか、法に基づく措置命令(法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項等)を発し、命ぜられた措置を履行しない場合等は、法に基づき代執行により違反状態を是正するほか、告発を行うなど、適宜適切な違反処理を行うことが可能である。

- (2) 逐条解説消防法及び違反処理マニュアルにより適当。  
(3) 逐条解説消防法及び違反処理マニュアルにより適当。  
(4) 違反処理マニュアルにより適当。

#### 【危険物】

##### 問1 答 (2)

解説 標識の設置、移動タンクの間仕切り、窓・出入口への防火戸の設置については、製造所等と同様の基準とされている。地下タンクについては、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置することが原則とされているが、防食性を有する材料により有効に保護されている場合等の一定の条件に適合する場合には直接埋設することができる(火災予防条例(例)第31条の2第2項第一号、第31条の3の2第二号、第31条の5第2項第一号、第31条の6第2項第五号参照)。

##### 問2 答 (3)

解説 甲種危険物取扱者試験を受けることができるのは、①大学又は高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業したものの他の者に準ずるものとして総務省令で定める者、②乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者とされている(法第13条の3第4項参照)。①の総務省令において、(1)の条件の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者が定められている(規則第53条の3第五号参照)。

## もう少し知りたい 防火法令の基礎知識(上巻)

■小林 恭一 著  
B5判/216頁  
定価 2,200円

◆本書は、「最近の消防法令は難解で、読んでもよくわからない。」という方のために、消防法令全体の考え方、建築基準法との関係、様々な規制や意味と意図、規制ができてきたり強化された経緯やそのきっかけとなった火災・事故、規制強化の効果など、予防行政の中心となる防火法令の経緯をまとめた書です。

一 近代消防社 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目1番19号(ヤクルト本社ビル) TEL: 03(5962)8831 FAX: 03(5962)8835 一

